

美術品取得基金管理規則及び岩手県に所有権が帰属する埋蔵文化財の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

美術品取得基金管理規則及び岩手県に所有権が帰属する埋蔵文化財の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
(美術品取得基金管理規則の一部改正)

第1条 美術品取得基金管理規則(平成4年岩手県規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の所管及び分掌) 第3条 基金に関する事務は、教育長が所管し、 <u>教育委員会事務局生涯学習文化課総括課長</u> (以下「 <u>生涯学習文化課総括課長</u> 」という。)が分掌する。 (基金財産の保管等) 第6条 <u>生涯学習文化課総括課長</u> は、取得した美術品(以下「基金財産」という。)を美術館において保管するものとする。 2 美術館の館長(以下「館長」という。)は、美術資料基本カードを備えておいて、基金財産を適正に管理するものとする。 3 館長は、 <u>生涯学習文化課総括課長</u> の承諾を得て、基金財産を美術館において博物館資料として利用することができるものとする。 (基金財産台帳) 第8条 <u>生涯学習文化課総括課長</u> は、美術品取得基金台帳を備えておいて、常に基金の運用状況及び基金財産の状況を明らかにしておかなければならない。	(事務の所管及び分掌) 第3条 基金に関する事務は、教育長が所管し、 <u>教育委員会事務局生涯学習文化財課総括課長</u> (以下「 <u>生涯学習文化財課総括課長</u> 」という。)が分掌する。 (基金財産の保管等) 第6条 <u>生涯学習文化財課総括課長</u> は、取得した美術品(以下「基金財産」という。)を美術館において保管するものとする。 2 美術館の館長(以下「館長」という。)は、 <u>別に定める様式による美術資料基本カード</u> を備えておいて、基金財産を適正に管理するものとする。 3 館長は、 <u>生涯学習文化財課総括課長</u> の承諾を得て、基金財産を美術館において博物館資料として利用することができるものとする。 (基金財産台帳) 第8条 <u>生涯学習文化財課総括課長</u> は、 <u>別に定める様式による美術品取得基金台帳</u> を備えておいて、常に基金の運用状況及び基金財産の状況を明らかにしておかなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県に所有権が帰属する埋蔵文化財の取扱いに関する規則の一部改正)

第2条 岩手県に所有権が帰属する埋蔵文化財の取扱いに関する規則(平成12年岩手県規則第154号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(埋蔵文化財の管理及び処分に関する事務の所管及び分掌) 第11条 法第105条第1項の規定により県に帰属した文化財の管理及び処分に関する事務は、教育長が所管し、その事務は、 <u>生涯学習文化課総括課長</u> が分掌する。 (文化財の市町村等への譲与) 第12条 <u>生涯学習文化課総括課長</u> は、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例(昭和39年岩手県条例第31号)第7条第1号の規定に基づき文化財の譲与を受けようとする市町村等が	(埋蔵文化財の管理及び処分に関する事務の所管及び分掌) 第11条 法第105条第1項の規定により県に帰属した文化財の管理及び処分に関する事務は、教育長が所管し、その事務は、 <u>生涯学習文化財課総括課長</u> が分掌する。 (文化財の市町村等への譲与) 第12条 <u>生涯学習文化財課総括課長</u> は、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例(昭和39年岩手県条例第31号)第7条第1号の規定に基づき文化財の譲与を受けようとする市町村等

<p>あるときは、別に定める様式による文化財譲与申請書を提出させなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(物品管理規則の適用)</p> <p>第13条 <u>生涯学習文化課総括課長</u>は、県に所有権が帰属することとなった文化財が物品管理規則（昭和42年岩手県規則第18号）第6条第2項第1号の美術工芸品に該当する場合は、同規則第9条の取得の手続を採るものとする。</p> <p>(物品管理規則の適用除外)</p> <p>第14条 <u>生涯学習文化課総括課長</u>は、前条の美術工芸品に該当しない文化財の管理については、別に定める様式による文化財管理台帳を備え置いて、その状況を明らかにするものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、文化財の管理については、<u>生涯学習文化課総括課長</u>が別に定める。</p>	<p>があるときは、別に定める様式による文化財譲与申請書を提出させなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(物品管理規則の適用)</p> <p>第13条 <u>生涯学習文化財課総括課長</u>は、県に所有権が帰属することとなった文化財が物品管理規則（昭和42年岩手県規則第18号）第6条第2項第1号の美術工芸品に該当する場合は、同規則第9条の取得の手続を採るものとする。</p> <p>(物品管理規則の適用除外)</p> <p>第14条 <u>生涯学習文化財課総括課長</u>は、前条の美術工芸品に該当しない文化財の管理については、別に定める様式による文化財管理台帳を備え置いて、その状況を明らかにするものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、文化財の管理については、<u>生涯学習文化財課総括課長</u>が別に定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。